

その他の清掃・と畜業における作業床、歩み板を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	11～ 12	定期点検の為、床下点検中に塩ビ管を乗り越えようとした時に手足が滑り、塩ビ管で胸を打った。	34	1～ 9
10	10～ 11	被災者は当社の廃棄に従事する者であるが、事故当時工業団地に於いて、依頼された産業廃棄物を処理すべく現地へ行ったが、辺りは雑草が生い茂り車両が入れないため先に刈り払い機で草刈り作業を行っていたところ、被災者が側溝（コンクリート製幅約1m深さ1m）に気がつかず誤って落ちた際、負傷したものである。	61	10 ～ 29
11	18～ 19	清掃作業中に右足のふくらはぎの部分がつついていて歩行は可能だが、小走りになると痛みを感じると言うことなので大事をとって作業を中止させ、代替を手配し、事業所で湿布薬による応急処置を行った。本人より、通常の歩行は問題ないとのことなので、翌日は所定の特休のため、痛むようであれば、病院に行って事務所に状況を報告するように指示し、早退させた。その後、本人から電話があり完治まで2週間はかかると診断された。	44	30 ～ 49
11	10～ 11	月掃A担当で会社E講習室の臨時特別清掃の際、剥離作業中に移動する際、床面に塗ってある剥離剤に滑って転倒して頭を打撲した。昼過ぎに事務所に到着後、当直に申告を行い若干の痛みはあるものの、打撲した際、めまい、吐き気等は無く清掃を継続できると申告した。夕方、確認するも大丈夫と申告した。もし体調が悪くようであれば病院へ行くように指示を行い、帰宅させた。尚、後日、勤務前に再度体調を確認したところ、下を向いたら気分が悪いと申告したため、すぐ病院へ行くよう指示し帰宅させた。	53	100 ～ 299
		団地内の駐車場で清掃作業中、箒を使って地面を掃いていた際、縁石に足をとられ		50

12	14~15	て転倒したとき、右顔面および右足を強打し負傷した。	70	～
				99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html